

北東アジアの多国籍企業と 環境保全¹

新日鉄とポスコを事例として

Northeast Asian Multinational Enterprise
and Environmental Safeguard
Case study of NSC and POSCO

裴潤

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科後期博士課程

Bae Yoon

Doctoral Program, Graduate School of Media and Governance, Keio University

本稿の目的は北東アジアにおける多国籍企業と環境保全の関係を明らかにすることである。これまで多国籍企業は国家間の経済発展に重要な役割を果たした。一方、投資先の環境問題の責任が問われ、「公害輸出」が話題になったのである。ところが、近年の多国籍企業は環境協力を含む「企業の社会的責任」を経営戦略に導入しつつある。本稿では多国籍企業を取り巻く状況（国際経済、政策、経営の連携）の変化が「企業の社会的責任」の導入に影響を与えたと仮説を設ける。

The purpose of this paper is to examine recent developments concerning the multinational enterprises' strategies in the environmental issues in North Asia. The multinational enterprises have played an important role in economic development among nations. At the same time, they also have been questioned for their roles in the environmental issues in the areas where they have actively invested, and accused of "exporting pollutions." However, the recent multinational enterprise is introducing "Corporate Social Responsibility" including the environmental cooperation into corporate strategy. I argue in this paper that changes in the managerial environment (international economy, national policies, or corporate management styles) have promoted the introduction of "Corporate Social Responsibility."

Keywords: 北東アジア、多国籍企業、環境保全、公害輸出、企業の社会的責任

1 序論

1.1 問題の所在

日中韓の三国の貿易規模は1998年、輸出7,040億ドル、輸入5,140億ドルで全世界対比輸出12%、輸入9.3%水準である。このような交易規模は同年NAFTAと比べると輸出70%、輸入40%の水準へ達するようになった。

貿易において日本は、輸出総額4,049億ドルのうち、対中輸出が317億ドル(7.8%)、対韓輸出が252億ドル(6.2%)である。また、輸入においても対中輸入が16.2%、対韓輸入が4.9%である²。

また、日本と中国の技術集約的産業内貿易については、産業内貿易指数が1994年には32.3%に過ぎなかったものが、僅か3年間で41～42%にまで増加している。

日本と韓国の技術集約的産業内貿易は産業内貿易指数が40%と高い値を示す傾向である³。日中韓の産業内貿易は徐々に増加し、おそらく将来は3国間の貿易の結合度を決定する大きな要因になると思われる。こうした産業内貿易に直接影響を与えたのが対外直接投資である⁴。

さらに、日中韓は地理的隣接性により生産物と生産要素の移動費用が少ないため貿易障壁を下げ交易を活性化すればEUのように三国間の交易が大きく増加する可能性が高いと予想されている⁵。

一方、対外直接投資は「開発途上国に公害発生源である工場を移転し、または建設することを目的とした」とも言われてきた⁶。いわゆる、「公害輸出」の問題である⁷。

こういった問題に対して国連多国籍企業委員会では、多国籍企業⁸がもたらす環境への影響(特に途上国における)を重視し、多国籍企業の国際的な環境政策や環境計画・実施状況の調査を行う一方で、環境保護措置(環境保護関連支出を含む)に関する投資先国への報告を義務づける方向で、そのメカニズムが検討されたのである⁹。

そこで、1999年の世界フォーラムにおいてコフィー・アナン国連事務総長によって提唱された企業行動原則である「グローバル・コンパクト」、1976年に制定され、2000年の改訂で持続可能な

発展・開発に向けた社会的・環境的課題に関する項目が加えられたOECDの「多国籍企業行動基準」など、企業の社会的責任(= Corporate Social Responsibility、以下CSR)が使われるようになったのである¹⁰。

企業が環境対策に積極的な取り組みを示すことへの社会的要求は大きく、そのことは企業がCSRを重視することの重要な背景となっている¹¹。

では、なぜ多国籍企業が環境保全を含んだ「企業の社会的責任」に取り組んだのか。

1.2 分析枠組み

先進国が海外直接投資を行う動機としては、①低コスト追求、②市場アクセスの確保、③天然資源の開発・確保、④技術・情報収集、⑤税・規制の回避などか指摘されているが、日本企業が東アジアへ進出する動機は、①の低コスト追及が支配的である¹²。

そして、「公害輸出」は往々にして、自らの利益になるなら喜んで受け入れる開発途上国側の指導者、有力者の「公害輸入」とセットになっていると言われている¹³。

しかし、GrossmanとKruegerは1980年代のメキシコの例から海外直接投資による収入増加と環境改善の関係を説明した¹⁴。

こういった「公害輸出」をめぐる議論に対して、経済学者と環境保護主義者はそれぞれ自分の立場を主張しコミュニケーションを図るに失敗してきたという指摘がある¹⁵。

本稿では上記の議論と異なり、主体である多国籍企業を取り巻く状況の変化に着目する。

1.3 仮説の提示と分析手順

本稿では多国籍企業の置かれた国際経済、政策、企業経営などの変化が「企業の社会的責任」の導入に影響を与えたと仮説を設ける。

第二章では環境問題と多国籍企業の間関係を述べ、第三章では日中韓の環境政策の変化を検証する。

そして、第四章では最も環境負荷が高く日中韓の相互依存関係が深い鉄鋼会社である新日鉄とポスコ

を例として論証する。

2 多国籍企業と環境問題

2.1 日中韓の経済関係と海外直接投資

1972年の「ニクソン・ショック」でドルと金のリンクが切断され、ドルの下落で円が1ドル360円から308円に切り上がると、日本の輸出産業はたちまち苦境に陥った。これに対応して日本の企業の海外進出がいつせいにじまった¹⁶。

さらに、1985年9月、ニューヨークのプラザホテルで開かれたG5会議を皮切りに、国際管理のための一連の協調が行われた。日本は国内の市場開放をさらにすすめ、内需を拡大することを約束した。プラザホテルでの合意に基づいて、円はプラザ合意後の一週間で11%切り上げられ、86年4月末までに44%上昇した¹⁷。

円の切り上げは国際通貨市場での強みの一方で日本の国内における生産コストの上昇をもたらした。円高の進行により、日本ではもはや採算の合わない生産ラインは海外に移転されることになった。

直接投資は、急速な円高が進行した1980年後半も激増し1989年にピークに達した後、僅かに減少したが、1990年代前半のさらなる円高の発生にともない、再び増勢を強めたのである¹⁸。

日本企業の進出に伴うアジア諸国の工業団地の形成からも見られる。例えば、1965年、台湾の高雄に作られたのを皮切りに、1970年に韓国の馬山に、1970年以降にはフィリピン、マレーシア、インドネシア、タイへと拡大していった。

こうした工業団地は、通信や輸送、労働者の募集機構といったインフラが整備されているだけではなく、労働組合の結成は禁止されている場合が多く、企業は労働問題から解放されていた。しかも輸出加工区では全量輸出が義務づけられ、無関税だから、日本企業は安い現地労働力を使うメリットが享受できたのである。

こうした輸出加工区がアジア各地につくられたことは、日本企業の海外展開に拍車をかけた¹⁹。

日本企業の海外進出先の経路は変わり続けた。たとえば、1980年代前半までは、技術やインフラの

面で整備されたNIEsが主要な投資受入先であった。しかしながら1980年代後半になると、NIEs諸国の賃金・通貨高を受けて、より低コストのASEANに重点が移った。さらに1990年代に入ると中国が新たな投資先として登場したのである²⁰。

現在の日本の海外直接投資は、貿易摩擦を避けるための欧米進出や迂回貿易のため東南アジアに生産拠点を移転した1970年代とは違い、市場性的見込みから中国へシフトしつつある。

一方、韓国は1980年代の中盤から貿易摩擦と海外直接投資が顕著になり始めた。1986年以降の韓国経済の急成長は、貿易を通じた経済の調整が好影響をもたらしたケースであるが、韓国経済のグローバルな調整は貿易の分野に限らない。例えば、1985年以降は労働集約産業の国内での経営環境が厳しくなったことへの企業、特に中小企業による対応として海外へ生産拠点を移動するケースが出てきたが、このことは経営環境の変化への対応策として海外脱出がかなり一般化してきたことを物語る。一方、海外投資は国内経営難のほかに、先進国との摩擦回避が理由であることもある。

既存の労働集約産業における海外投資にも先進国の障壁回避を理由としたものがあるし、自動車、家電ではさらにこうした傾向が強かったのである²¹。

韓国政府は拡大すると予測された黒字を減らすために海外投資制限の緩和に着手した。具体的には、1987年3月27日、①海外投資制限の緩和、②海外投資許可手続きの簡素化、③海外投資による金融および税制支援など、海外投資活性化施策を打ち出した²²。

こういった政策転換は国内の賃金上昇に直面した企業が生産基地を海外に移転する必要性とあいまって海外投資が増加し始めた。地域別の多様な進出事業が遂行した。アジア地域の場合、1988年11月大統領のアジア・太平洋四カ国の歴訪以後、ASEANが先発開途国として韓国の責任分担論を提起し、アジア開途国へ投資進出事業が本格化した。マレーシア政府の提案により1989年4月、マレーシア、タイ、フィリピン、スリランカ、インドネシアなど五カ国に海外工業団地の開発の妥当性調査のため韓国貿易

振興公社、商工部、産業研究院、繊維製品の輸出組合など関連機関が構成する民・官合同調査団を派遣したのである²³。

ところが、北方外交によって東南アジアへの直接投資は北東アジアへ政策転換する契機となったのである。北方外交が目指す三つの目標には韓国の経済的進出と資源の供給源確保などを通じた経済的実利を追求することが含まれていたのである²⁴。

中国とは北方外交の初期から経済協力が拡大したのである。1991年の一年間、中国を訪問した企業人は80,000人に達し、両国間の交易規模は輸出が二十四億ドル、輸入が三十四億ドルと推定された。投資も急激に増加し1991年末まで161件、金額に換算すれば一億四千万ドルが許可され韓国の対北方投資の大部分を示したと分析したのである²⁵。

プラザ合意後、低コストを求めて海外進出を行った日本企業の進出経路の変化とともにいま一つ看過のない点は1980年代以降にテイクオフした韓国経済と改革・解放以降の飛躍的發展を成し遂げている中国経済との深化する関係である。したがって、日中韓が持つ経済的潜在力は大きく影響すると思われる。

例えば、日中韓は経済規模、貿易規模、技術的側面、文化的要件などを勘案した場合、EUやNAFTAに比べて新しい経済共同体の形成を通じた協力に有利な条件を持っている。

まず、経済規模面は日中韓、三国はGDP規模が5兆ドルで全世界対比約17%に達する。このような規模は色んな小国が参与する多国間統合の市場規模を凌駕することで、特にGDP規模9兆5,300億ドルのNAFTAや6兆4,000ドルのEUに比べても遜色がないと評価されている²⁶。

韓国の統一研究院は“北東アジアの地域協力を拡大する基盤として制度化問題を挙げるとき、FTA締結を論ずる理由はEUの事例から見られるようにFTA締結という協力の制度化が域内の協力増進の有用な枠として作用すると認識されるからである”と主張しているのである²⁷。

2.2 開発と産業公害、そして「公害輸出」

日本企業の直接投資は受入国の経済発展に寄与したものの「公害輸出」をもたらしたとの厳しい声も多い。例えば、ダム、道路、工業団地などの建設において、住民立ち退きや環境破壊が深刻な問題となり、開発プロジェクトが批判の対象となることがある。また先進国よりも緩やかな環境基準のもとで、公害の垂れ流しをする企業もまったくないとはいえないという批判である²⁸。

日本の「公害輸出」の中で最も有名なのが韓国における二つの事例である。

1985年には、韓国最大の工業コンビナートである蔚山石油化学コンビナートへの進出企業の2割が日本の所有によるものであった。そして、温山工業団地は、1974年に政府の重化学工業化政策の一環として建設され、そのなかには、イタイイタイ病要観察者を日本のいくつかの地域で発生させた東邦亜鉛の合弁会社高麗亜鉛も含まれていた²⁹。この地域の被害について次のような報告があった。1979年12月31日には高麗亜鉛から廃水が流出し再び養殖わかめに被害が出た。会社は3,500万ウォンの補償金を支払った。1982年6月16日、韓国鉱業から有毒ガスが漏出し、住民105人が2週間入院した。1984年、9月19日、高麗亜鉛で有毒ガス漏れがおこり隣接の小学校の学童9人が倒れた。さらに、そのほかにも1979年頃より粉塵による農作物被害ではじめ農作物の汚染も問題化した³⁰。これが後に「温山病」という「公害病」として知られるようになった。

いまひとつの事例は日本化学の韓国進出が断念されたことである。無機薬品の代表的メーカー日本化学工業は国内、国外を含め総合的工場再配置計画をすすめることになった。

同社で公害規制強化問題などから徳山工場も増設余力がなくなっているところから、韓国に合弁会社を設立、製品のほとんどを日本向けに供給する構想を具体化させたのである³¹。しかし、この場合は、日本国内の反公害運動団体「公害輸出を阻止する会」が発見し、抗議運動を展開したことで、かろうじてくいとめることができた³²。

2.3 小結

本章では、日本企業と韓国企業の海外直接投資における特徴と変遷を考察した。とりわけ、日韓の企業は1985年のプラザ合意以降、活発な直接投資を行いその傾向はNIEsからASEAN、そして中国へ移る中、日中韓の経済的依存関係の深化が確認された。

一方、日本企業が韓国にておこなった「公害輸出」の事例では社会問題になったものと進出が阻まれた事例など両方が確認されたのである。

3 日中韓の経済発展と環境政策

3.1 「公害国会」から「環境先進国」へ：日本

1950年代の公害対策は、対症療法的なものであり、相互に有機的関連がなかったうえ、規制措置も後追いのものに終始した。公害被害は沈静化することなく、公害反対運動はさらに活発になった³³。

1970年は、新たな公害問題が一挙に顕在化した年となった。利根川水系の水道での臭い水騒ぎ、富山県黒部市におけるカドミウム汚染事件、新宿区柳町における自動車排気ガスによる鉛汚染事件、田子の浦港のヘドロ問題、杉並区立正高校における光化学スモッグ事件と大気と水質にかかわる公害問題が顕在化したのである。

そこで、佐藤総理を本部長とする中央公害対策本部が設置され、1970年11月の臨時国会（いわゆる公害国会）にて14本の公害関係法律が可決された。そして、佐藤内閣総理大臣の1971年度予算編成の際、裁断により環境庁の設置が決まり、1971年に環境庁設置法が成立し、1971年7月1日に環境庁が発足した³⁴。

一方、1960年代半ばから1970年代までの時期が、日本において「自治体環境政策」と呼ぶべきものが始めて誕生し、独自の発展を挙げて、きわめて重要な役割を演じたのである。とくに、この時期には、日本の地方自治体が国のレベルでの環境政策を先取りする形で独自のイニシアティブを発揮した³⁵。

例えば、地方自治体の条例の内容で目立つのが「国より、さらに厳しい基準に」と国の一律基準を

上回る「上乘せ基準」を設定したことである。そして、公害を未然に防止するため、自治体が地域の企業と公害防止協定を結ぶ動きも急速に進んだのである³⁶。

こうした地方自治体の動きを受け、公害対策基本法の制定時に、議論的となったいわゆる「調和条項」は削除され、生活環境優先の考え方が明確になった。そして、公害防止事業費事業者負担法は、一定の公害防止事業についてその事業費の一部について原因者から徴収するための仕組みを規定したのである³⁷。

こういった自治体の経験は国際協力の枠組みにも反映されるようになったのである。例えば、2000年9月3日に福岡県北九州市において第4回ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）アジア・太平洋環境と開発に関する閣僚会議と相前後して開催された³⁸。同会合では「北九州イニシアティブ」が採択されたのである。

3.2 OECD加盟と韓国の環境政策

1980年代には環境政策に大きな進展が見られなかったものの民主化と経済発展にともない環境意識が向上したのである。例えば、軍事体制下での反公害運動は、投獄の運命を招きかねない危険性の高い反権力運動と位置づけられており、為政者によって強く警戒される行動であった。しかし、環境運動が可能になったのは、民主化が進展したことで大いに関連がある³⁹。

1990年代に入り、環境運動は大きく成長するとともに多様化したのである。1989年、水道水の重金属汚染、1990年の水道水から発ガン物質の検出事件、1991年のフェノール流出事件を経て環境問題が社会問題として普遍化され全国的な問題として認識するようになった⁴⁰。

1990年代に韓国の環境政策は大幅に強化された。例えば、環境庁は1987年夏まで環境保全法を発展的に解体し分法化する作業を完了した。そして、環境政策基本法、大気環境保全法、水質環境保全法、騒音・振動規制法、有害化学物質管理法、そして、環境汚染被害紛争調整法の6個環境法案

が整えられた⁴¹。

このように環境関連法の整備は環境行政体系の向上にも影響を与えた。1990年環境庁が閣僚級である環境処に昇格し、1994年12月にはまた環境部に拡大改編した。これに伴い、環境関連予算も毎年30%以上大きく増加したのである⁴²。

また、企業への環境規制制度も1990年代以前の排出施設の許認可及び指導点検が各種基準を設定し、指示及び統制などの直接規制に焦点が与えられていた。さらに、1990年代以降から持続可能な開発、地球気候変化のような環境問題の解決のため直接規制以外に多様な経済的誘引手段が積極的に導入されたのである⁴³。

このように1980年代の環境運動が公害被害住民の集団移住問題のように局地的汚染に対する事後的対応が中心だった反面、1990年代には持続可能な都市、持続可能なエネルギー、持続可能な交通など長期的政策に対する政策に対する戦略を探索するよう努めるようになったのである。1990年代に大きく発展した環境意識と環境主義的価値は環境運動と互いのシナジー効果によって成長したのである⁴⁴。(表参照)

一方、企業に汚染処理施設と清浄技術の開発に投資するよう積極的に勧めている。1992年には企業が環境的に健全な商品を開発するよう誘導するため「Eco-Mark」計画を始めた。

そして企業の自発的環境改善を誘導するため環境にやさしい企業の指定制度を導入し、指定された企業に対して各種税制上あるいは金融上のインセンティブを与えた⁴⁶。

このように1990年代以降、環境政策の大幅な改善が行われる中、最も影響を与えたのは1996年のOECD加盟である。会員国として遵守するように

勧告される規約178個の中、71個が環境分野であったことを勘案すれば先進経済国になることは環境問題に対する義務を果たさないわけには行かないことが窺える。

韓国は二次に渡る環境委員会の審査結果、OECD規定の承諾問題に対し、問題なく通過した。一部、指摘された事項は化学物質と関連して化学物質の輸入認定手続きと既存化学物質の目録がOECDと調和するように持続的に努力し、機密営業情報及び知財権保護措置の強化の重要性が強調された。その他の規定には汚染者負担原則、環境状態報告、環境指標及び情報、水資源管理、経済的手段などから注意を要すると言及された⁴⁷。

特に、OECD加盟関連主要事業に環境部が行った「企業及び製品に対する環境費用内部化の方案講究」に予算が使われたのである⁴⁸。こういった韓国政府の姿勢から先進国入りに向けた環境政策の強化が窺える。

1990年代における韓国政府の動きの中で、1993年6月29日には日本と同年10月28日には中国と環境協力に関する協定を締結した⁴⁹。

そして、2002年3月21日、提携した「大韓民国と日本国間の投資の自由化増進及び保護協定」の21条は従来の「公害輸出」を食い止める国家間の根拠として設けられたことは直接投資における重要な変化であると思われる⁵⁰。

上記のように韓国は1970年代から1980年代にかけて日本企業の最大の直接投資国であったが、1990年代以降に企業における規制の多様化を図る一方で1996年、OECD加盟を契機に先進国入りを目指して環境政策が強化された。

表 環境規制制度の現況⁴⁵

区分	合計	自然環境	大気環境	水環境	廃棄物管理	その他
合計	643	85	131	255	138	34
事前的規制	211	34	42	91	33	11
事後的規制	395	48	84	154	88	21
経済的負担	37	3	5	10	1	2

出所) 환경부, 환경백서, 82頁

3.3 「和諧社会」と中国の環境政策

中国の環境保全の姿勢は環境法の整備から窺える。例えば、「固体廃棄物環境汚染防除法」(1995年制定、1996年実施)、「環境騒音防除法」(1996年制定、1997年実施)等が新規に立法されるとともに、1995年に「大気汚染防除法」(元は1987年制定)、1996年に「水汚染防除法」(元は1984年制定)が相次いで改正されるなど、環境立法はすでに二巡目に入ったと思われる⁵¹。

2005年3月4日、第10期全国人民代表大会(全人代)第3回会議の姜恩柱報道官は4日午前、北京・人民大会堂で記者会見にて「和諧社会(調和のとれた社会)の建設が、わが国の新しい世紀、新しい経済段階、社会生活発展の新しい状況、およびわが国の社会に現れた新しい情勢と新しい特徴に基づいて示された。社会主義的和谐社会の建設こそ、民主的法制度が整い、公平な正義が守られ、誠意と友愛にあふれ、活力に満ち、秩序が安定し、人と自然の調和がとれた社会である。民主的法治は和谐社会建設の前提であり、基礎である」と発言した⁵²。

さらに、2005年10月の中国共産党第一六期中央委員会第五回会議(五中全会)にて「和諧社会」の建設を謳い、環境保全に重点を置きつつある。

そして、中国共産党第16期中央委員会第5回全体会議(五中全会)が2005年10月8日から11日まで北京で開かれ、国民経済と社会の発展に関する「第11次五カ年計画」の案が審議、可決された。全体会議では「第11次五カ年計画」における経済・社会発展の主要目標の中、都市・農村住民の所得水準と生活の質を幅広い範囲で向上させ、物価水準をほぼ安定させる。住居・交通・教育・文化・衛生・環境などに関する状況を大きく改善するとの項目が打ち出されたのである⁵³。

こういった環境保全への中国の意思は行政体制の整備からも見られるようになったのである。

2008年3月9日、王玉慶・全国政協委員(元国家環境保護総局副局長)は全国政協中共グループの討議で、環境保護総局が「環境保護部」に格上げされると表明した。王委員は「格上げは国の環境保護重視を示すもの」と指摘。「今回の改革で局から部

への格上げは多くなく、環境保護総局の格上げは目をひく1つだ。環境保護総局は国务院の構成部門となることで、国の総合的な政策決定への参加度を高めることができる。また、環境保護問題は国务院の重大な政策決定に組み込まれ、より大きな力を持ち、より便宜を図られるようになる」と述べた。一方、格上げは1つの形式に過ぎず、人員編成・権能・環境保護機関の建設などの面で今後強化が図られるともつけ加えたのである⁵⁴。

3.4 小結

本章は経済発展と環境認識の高揚にともなう日中韓の環境政策の変化を考察した。

日本は地方自治体や住民運動が環境政策にイニシアティブを発揮したのである。そして、日本の「公害防止」の経験はエコ・アジアを通じ、国際協力における重要な役割を果たすまでになったのである。

韓国は1990年代以降、多くの環境法律が整備される中、OECD加盟により先進国入りを目指す環境政策の改善を行った。そして、経済関係が深化する日本と中国とは1993年に環境保護協定を結んだ。さらに、2002年3月21日、提携した「大韓民国と日本国間の投資の自由化増進及び保護協定」において、直接投資による「公害輸出」を食い止める根拠を整えたのである。

そして、1990年代、中国における環境法の整備が強化された。2005年からは「和諧社会」を目指し、2008年には環境保護総局が環境部へ昇格したのである。

このように中韓の環境政策が発展し、海外直接投資による環境問題を事前防止するようになったと思われる。

4 日韓の多国籍企業と「企業の社会的責任」

4.1 新日鉄

北九州市の工業発展は1901年、八幡に官営八幡製鐵所が作られたことが契機となった。そして、1960年代からの高度成長期には、重化学工業を中心とする北九州工業地帯は製造品出荷額を大幅に伸ばしていった。

一方、高度成長期になると、工業生産の増大に伴って、煤塵、煤煙、亜硫酸ガス、悪臭などの大気汚染が著しいものとなり、汚染のひどい地区では、家の中まで煙が進入し、服は汚れ、洗濯物も屋外に干せず、昼は黒く、庭木は枯れ、花も咲かないといった状態であった。さらに、学童をはじめとして呼吸器疾患などの健康被害も発生するなど、市民生活に深刻な影響を与えるようになった。

北九州市において水質汚濁が最も深刻であったのは、洞海湾である。洞海湾は響灘から内陸に10km以上入り込んでおり、現在は埋め立てにより細長い水路のような形状になった。八幡製鉄所が洞海湾岸に建てられて以後、湾内の航路拡張、浚渫、築港が行われ、浚渫された土砂により埋め立てられた湾岸には次々と工場が建設されていった。それにともなう湾内の汚染は進行し、1942年には湾内での漁獲は全くなかったのである。

そして、公害行政を推進するにあたって、市長の諮問に応じて公害対策の基本事項を調査審議するため、1963年に「北九州市公害防止対策審議会」が設置された。

当初の委員構成は、学識経験者（各分野の研究者）6名、市民代表者（市会議員、婦人会代表など）3名、業界代表者（八幡製鉄などの関係部署の責任者）3名であったのである⁵⁵。

1970年、八幡製鉄（株）と富士製鉄（株）が合併し、新日本製鉄（株）を設立するとともに公害防止対策委員会と設備部環境管理室が本社に設置された。

1971年、環境庁が設置されたときに環境管理室を環境管理部に改組し、環境設備計画を策定したのである⁵⁶。

そして、1993年、新日鉄では環境経営の重要な指針として「環境に関する行動指針」が制定され事業を展開している。こういった新日鉄の環境担当部署の増強、設備投資、行動方針の制定は環境をめぐる国際協力に反映されたのである。

例えば、新日鉄は中国に対し、高炉熱風炉排熱回収・石炭調湿設備・コークス炉乾式消火設備・転炉排ガス回収設備などの省エネルギー技術やコークス炉ガス脱硫設備などの環境保全技術を提供したので

ある。

また、地球温暖化対策として1995年以降の共同実施活動（AIJ: Activities Implemented Jointly）について積極的に取り組み、中国におけるコークス炉乾式消火設備モデル事業は、日中両政府の共同実施活動のひとつとして位置付けた。

さらに、NEDOの委託を受けて将来京都メカニズムのプロジェクトにつながる可能性のある案件の発掘・FS調査事業について、1998年度に、ロシア・中国の製鉄所の省エネルギー基本調査等を実施したのである。

このほか、世界各国に対して専門家の派遣（中国／鋼鉄研究総院への環境アドバイザーの派遣等）、研修生の受け入れ（八幡製鉄所におけるJICA研修生の受け入れ等）、現地実態調査、セミナー、技術交流会など、要請国の実状を十分に踏まえたうえで、新日鉄の優れた環境技術・省エネルギー技術を提供しているのである⁵⁷。

中国との共同実施活動が、2001年3月、計画通り立ち上がり、約7万トン（CO₂換算）／年の省エネルギー効果があがったのである⁵⁸。

新日鉄は、2002年に、韓国／ポスコの浦項製鉄所、光陽製鉄所で各々CDQ 1基を稼働させ、中国／首都鋼鉄から1基受注した。海外におけるCDQの普及を図るとともに、京都メカニズムに基づく将来のCO₂排出権獲得のポテンシャルを期待したのである⁵⁹。

新日鉄は、2004年1月、NEDOの省エネモデルプロジェクトとして受託・実行していたインド／タタ製鉄（ジャムシェドプール）向けの高炉熱風炉排熱回収設備を完成、稼働開始した。

これまで中国とインドにて稼働しているプロジェクト6件について試算すると、年間合わせて約20万tのCO₂排出が削減されたのである⁶⁰。

新日鉄は、中国最大の製鉄メーカーである宝山鋼鉄及びアルセロール社（欧州）と自動車用鋼板の生産・販売を行う合弁会社を設立し、2005年3月から稼働させた。

そして、2005年8月には、宝山鋼鉄の環境ミッション11名が来日、当社と交流会が行われ当社の「環

境経営」についての説明の後、環境保全、省エネルギーなど環境対策全般に関して情報交換が行われたほか、Sustainability Report (サステナビリティ・レポート)の内容など、社会との環境コミュニケーションについても意見交換をおこなったのである⁶¹。

三菱商事(株)と共同で進めてきた、中国山東省でのフロン分解処理 CDM 事業が、2005 年 3 月に国連の CDM 理事会で正式承認された。

これは、中国最大のフロン製造メーカーである東岳化工股分有限公司でのフロン (HCFC22) 製造過程で大気中に放散されている副生ガス (HFC23) を分解処理することにより、二酸化炭素換算年間約 10 百万トンの温暖化ガス削減効果が得られる、世界最大級の CDM 事業である⁶²。

2006 年 3 月、中国山東省におけるフロンを分解処理する CDM プロジェクトが国連に登録承認された。そして、2007 年 4 月、中国河北省における CDQ による CDM プロジェクトが国連の CDM 理事会から登録承認されたのである⁶³。

4.2 ポスコ

1973 年、ポスコは旧八幡製鉄、旧富士製鉄、日本鋼管 3 社の技術協力と日韓基本条約の経済協力資金によって竣工された⁶⁴。

ポスコは 1998 年 11 月、韓国日報社と環境運動連合が主催した「1998 年度グリーンエネルギー企業大賞」の最優秀企業として選ばれた⁶⁵。

ポスコは環境技術の開発にも積極的である。例えば、会長兼 CEO の李亀沢氏は「ファイネックス」という新技術を採用し、コストを 5 分の 1 近く、汚染物質を 90%削減できる」と言ったのである⁶⁶。

ポスコは環境に対する基本概念さえなかった浦項製鉄所 1 期建設の時から総投資額の 8.8%を公害防止施設に使うほどだった。環境エネルギー部大気保全チーム課長は「環境設備投資が短期的に会社の立場から見れば費用だが中国で製鉄所設立が爆発的に増えているから長期的に新しい収入源になることもできる」と言った⁶⁷。

中国の張家港浦項不銹鋼は毎年、総投資額の 4%以上を環境部門へ投資し、地域内の環境模範企業と

して選定されたのである⁶⁸。

4.3 小結

本章では新日鉄とポスコの環境への取り組み、環境技術移転や海外協力を明らかにした。

新日鉄は北九州市の公害問題と日本政府の政策転換を契機に環境配慮を行い、今や地球環境問題である二酸化炭素削減に向けて動いている。

2001 年 9 月 3 日、新日鉄およびポスコは 2000 年 8 月に締結した戦略的提携契約が技術開発、原資材購買、IT などの各方面において経営統合に匹敵する成果を生み出し得るものであると認識するに至ったと発表した⁶⁹。

とりわけ、両社は中国へ環境協力を行っている。2004 年を基準にし、韓国の日中への取引は全体の 53%、中国の日韓への取引は全体の 37%、日本の中韓への取引は全体の 37%である⁷⁰。

こういった傾向は両社の『環境報告書』、『環境社会報告書』、『持続可能性 報告書』から見られる。

5 結論

本稿は北東アジアにおける多国籍企業と環境保全の関係性を明らかにした。従来コストとして捉えた環境保全をなぜ、多国籍企業は「企業の社会的責任」の下におこなうようになったのか。

その理由の一つに北東アジアの経済関係が海外直接投資によってより緊密になったことを挙げられる。そして、「公害輸出」が投資国の意図的な海外移転の結果ではなく受入国の対応によって阻止される場合もあることが確認された。

二つ目は環境配慮を含めた直接投資を行うには被投資国の政府の能力が重要である。1990 年代以降、経済発展とともに見られる中国と韓国の環境政策の改善である。

韓国は 1996 年、OECD 加盟を契機に先進国入りを目指す上で環境法の整備・強化とともに企業への規制の多様化を図るようになったのである。また、日本との間では直接投資による公害発生を食い止める根拠を設けるようになったのである。

そして、1990 年代以降、中国は環境法律の整備・

強化を行ったのである。2005年には環境配慮を重要目標とした「和諧社会」掲げ、2008年は環境保護総局が環境部へ昇格するなど環境認識の変化が見られる。

最後に、新日鉄とポスコが国際的要求に対応する一方、被投資国の環境技術の市場を踏まえた上で、環境技術の開発を行っていることである。

このように企業移転や戦略的提携は環境問題への取り組みを促したのである。そして、環境市場の拡大および受入国の環境政策の変化も環境問題への取り組みを促すこととなったのである。

こうした国際経済、受入国の環境政策、企業経営など多国籍企業を取り巻く状況の変化によって「企業の社会的責任」が行われていると思われる。

注

- 1 本稿は2007年度、Asia Research Fundの公募研究課題から支援を受けたものである。
- 2 阿部一知 編『日中韓直接投資の進展』、日本経済評論社、2003年12月、pp.5-6。
- 3 阿部一知、前掲書、p.16。
- 4 阿部一知、前掲書、p.18。
- 5 신용대・신태용・유관영・김화섭・이문형・사공목『한·중·일 경제 협력의 발전 방향』、을유문화사、2000年7月、pp.15-16。
- 6 飯島伸子『環境問題の社会史』、有斐閣、2000年7月、pp.179-180。
- 7 例えば、日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会の『日本の公害輸出と環境破壊』、宮本憲一の『アジアの環境問題と日本企業の責任』、大山健一・桜井宏二郎の『東アジアの開発経済学』では投資先に発生した産業公害の原因を「公害輸出」として捉えている。
- 8 本稿では国連多国籍委員会の「法形式や活動分野のいかんを問わず、複数国に存在する構成体からなる企業体であって、意思決定中枢による一貫した政策及び共通の戦略を可能たらしめる意思決定システム下で運営され、構成体は所有の他によって密接に結びついているため、構成体が他の構成体の活動に対して重要な影響力を行使でき、とりわけ知識、資産、および責任を他の構成体と共有しうもの」という定義に従う。
- 9 小島麗逸・藤崎成昭 編『開発と環境』、アジア経済研究所、1993年3月、p.58。
- 10 天野明弘・大江瑞絵・持続可能性研究会『持続可能社会構築のフロンティア』、関西学院大学出版会、2004年10月、p.57。
- 11 谷本寛治『CSR経営 企業の社会的責任とステイクホルダー』、中央経済社、2004年8月、p.71。
- 12 大野健一・桜井宏二郎『東アジアの開発経済学』、有斐閣、1997年12月、p.28。
- 13 石弘之『地球環境報告』、岩波新書、1999年5月、p.237。
- 14 Laura A. Stroh, "Pollution Haven and the Transfer of Environmental Risk," *Global Environmental Politics*, 2:2, May 2002, p.32.
- 15 Laura A. Stroh, Ibid, p.33.
- 16 小林英夫『戦後アジアと日本企業』、岩波新書、2001年4月、p.68。
- 17 ジョージ・E・スベロ『国際経済関係論』、東洋経済新報社、1988年6月、p.349。
- 18 大野健一・桜井宏二郎、前掲書、p.65。
- 19 小林英夫、前掲書、pp.73-74。
- 20 大野健一・桜井宏二郎、前掲書、p.32。
- 21 小牧輝夫『国際時代の韓国経済』、アジア経済研究所、1991年4月、p.18。
- 22 小牧輝夫、前掲書、pp.119-120。
- 23 KOTRA『KOTRA 40年 韓国経済40年』、KOTRA、2002年6月、pp.165-166。
- 24 外交通商部『韓国外交50年1948-1998』、外交通商部、1999年12月、p.108。
- 25 대한무역진흥공사『韓国の輸出振興30年』、대한무역진흥공사、1992年6月、p.527。
- 26 신용대・신태용・유관영・김화섭・이문형・사공목、前掲書、pp.15-16。
- 27 통일연구원『동북아협력의 인프라실태: 국가및지역차원』、통일연구원、2005年12月、p.303。
- 28 大野健一・桜井宏二郎、前掲書、p.35。
- 29 飯島伸子、前掲書、pp.177-179。
- 30 原田正純・堀田宜之・韓茂道『温山工業団地(韓国)の環境汚染』、『公害研究』、Vol.16 No.4、岩波書店、1987年、p.53。
- 31 平山隆貞『日本化学による韓国への公害輸出(1)』、『月刊総評』、日本労働組合総評会議、1975年、p.111。
- 32 飯島伸子、前掲書、p.179。
- 33 倉坂秀史『環境政策論』、信仙社、2004年1月、p.29。
- 34 倉坂秀史、前掲書、pp.31-33。
- 35 寄本勝美編『地球時代の自治体環境政策』、ぎょうせい、2002年1月、p.6。
- 36 川名英之『ドキュメント 日本の公害』、緑風出版、1987年1月、pp.388-390。
- 37 倉坂秀史、前掲書、p.32。
- 38 環境省『環境白書』、<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/hakusyo.php3?kid=213>
- 39 飯島伸子、前掲書、pp.197-201。例えば、環境問題の重要性を認識し始めた宗教と人と知識人らは1982年に韓国公害問題研究所を設立した。この組織は韓国の最初の専門的な環境運動組織として1980年代の環境運動の発展に大きく寄与したのである。양종희 외『아시아태평양지역의 환경문제, 환경운동환경정책』、서울대학교출판부、2002年1月、前掲書、p.550。
- 40 韓国環境技術開発院『韓国の環境五十年史』、韓国環境技術開発院、1996年12月、p.453。
- 41 이상돈・이창환『환경법』、이진출판사、1999年8月、p.87。
- 42 양종희 외、前掲書、p.586。
- 43 김병완『환경정책의논리와실례』、나남출판、2001年3月、p.236。
- 44 양종희 외、前掲書、pp.550-552。
- 45 환경부『환경백서』、환경부、1999年12月、p.82。
- 46 양종희 외、前掲書、pp.587-588。
- 47 환경정책협의회『환경정책론』、신광문화사、1999年2月、pp.649-650。
- 48 환경정책협회、前掲書、p.652。
- 49 外交通商部、前掲書、p.406。
- 50 同条約の21条には「両締約当事国は環境措置の緩和による他方締約当事国の投資者による投資を促進することが適切ではない」と認識する。このため各締約当事国は他方締約当事国の投資者による自国領域内における投資の設立・引受又は拡張を促進するために環境措置を放棄するか侵害してはならない」と規定している。「외교통상정보」『大韓民国 外交通商部 ホームページ』<http://www.mofat.go.kr>
- 51 安成哲三・米本昌平『地球環境とアジア』、岩波書店、1999年5月、p.163。
- 52 「全人代報道官「法治国家推進は全人代の重要任務」、『人民日報 ホームページ』、2005年3月4日。http://j.people.com.cn/2005/03/04/jp20050304_48076.html
- 53 「第11次5カ年計画、経済社会発展の主要目標」、『人民日報 ホームページ』、2005年10月12日。http://people.ne.jp/2005/10/12/jp20051012_54239.html
- 54 「政協委員「環境保護総局が環境保護部に格上げ」、『人民日報 ホームページ』2008年3月10日。http://j.people.com.cn/2008/03/10/jp20080310_85022.html
- 55 竹歳一紀「北九州における公害対策とその特徴」、<http://rio.andrew.ac.jp/taketosi/pdf/kitakyushu.pdf>
- 56 新日本製鐵株式会社『平成11年度 環境報告書』、新日本製鐵株式会社、1999年、p.27。
- 57 新日本製鐵株式会社『平成11年度 環境報告書』、新日本製鐵株式会社、1999年、p.8。
- 58 新日本製鐵株式会社『平成14年度 環境報告書』、新日本製鐵株式会社、2002年、p.34。
- 59 新日本製鐵株式会社『平成15年度 環境報告書』、新日本製鐵株式会社、2003年、p.17。
- 60 新日本製鐵株式会社『平成16年度 環境報告書』、新日本製鐵株式会社、2004年、p.13。
- 61 新日本製鐵株式会社『平成17年度 環境・社会報告書』、新日本製鐵株式会社、2005年、p.6。

- 62 新日本製鐵株式会社『平成 18 年度 環境・社会報告書』、新日本製鐵株式会社、2006 年、p.17。
- 63 新日本製鐵株式会社『平成 19 年度 環境・社会報告書』、新日本製鐵株式会社、2007 年、p.10。
- 64 渡辺利夫・金昌男『韓国經濟發展論』、勁草書房、1996 年 3 月、pp.56-57。
- 65 포스코『환경보고서』、포스코、1999 年、p.23。
- 66 McGraw-Hill, “SOUTH KOREA ONE SHARP STEELMAKER,” *Business Week*, August 30, 2004), p.30.
- 67 「포스코, '백기'가성정설비' 2007 년까지 4000 억투자」『뉴스』
<http://kr.news.yahoo.com/service/news/shellview.htm?linkid=26&newssetid=463&articleid=2005091210133334380>
- 68 포스코『지속가능성보고서』、포스코、2005 年、p.72。
- 69 「新日鉄・ポスコの戦略的提携で大きな成果」、『産業新聞社』、2001 年 9 月 4 日。
- 70 金博洙 외『한·중·일 FTA: 제조업 부문 의 대응전략』、KIEP、2005 年、p.268。

参考文献

- 阿部 一知 編『日中韓直接投資の進展』、日本經濟評論社、2003 年 12 月。
- 天野 明弘・大江 瑞絵・持続可能性研究会『持続可能社会構築のフロンティア』、関西学院大学出版会、2004 年 10 月。
- 飯島 伸子『環境問題の社会史』、有斐閣、2000 年 7 月。
- 石 弘之『地球環境報告』、岩波新書、1999 年 5 月。
- 大野 健一・桜井宏二郎『東アジアの開発経済学』、有斐閣、1997 年 12 月。
- 川名 英之『ドキュメント 日本の公害』、緑風出版、1987 年 1 月。
- 倉坂 秀史『環境政策論』、信仙社、2004 年 1 月。
- 小島 麗逸・藤崎 成昭 編『開発と環境』、アジア經濟研究所、1993 年 3 月。
- 小林 英夫『戦後アジアと日本企業』、岩波新書、2001 年 4 月。
- 小牧 輝夫『国際時代の韓国經濟』、アジア經濟研究所、1991 年 4 月。
- 新日本製鐵株式会社『環境報告書』、新日本製鐵株式会社、平成 11 年ー 16 年。
- 新日本製鐵株式会社『環境・社会報告書』、新日本製鐵株式会社、平成 17 年ー 19 年。
- ジョージ・E・スベロ『国際經濟關係論』、東洋經濟新報社、1988 年 6 月。
- 谷本 寛治『CSR 経営 企業の社会的責任とステイクホルダー』、中央經濟社、2004 年 8 月。
- 日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会『日本の公害輸出と環境破壊』、1991 年 4 月。
- 原田 正純・堀田 宣之・韓茂道「温山工業団地（韓国）の環境汚染」、『公害研究』、Vol.16 No.4、岩波書店、1987 年。
- 平山 隆貞「日本化学による韓国への公害輸出（1）」、『月刊総評』、日本労働組合総評会議、1975 年。
- 宮本 憲一『アジアの環境問題と日本企業の責任』、かもがわ出版、1992 年 4 月。
- 安成 哲三・米本 昌平『地球環境とアジア』、岩波書店、1999 年 5 月。
- 寄本 勝美編『地球時代の自治体環境政策』（ぎょうせい、2002 年 1 月）
- 渡辺 利夫・金昌男『韓国經濟發展論』、勁草書房、1996 年 3 月。

- Laura A. Strohm, “Pollution Haven and the Transfer of Environmental Risk”, *Global Environmental Politics*, 2:2, May 2002.
- McGraw-Hill, “SOUTH KOREA ONE SHARP STEELMAKER”, *BusinessWeek*, August 30, 2004.

<韓国語文献>

- 金博洙 외『한·중·일 FTA: 제조업 부문 의 대응전략』、KIEP、2005 年、p.268。
- 김병완『환경정책의논리와 실제』、나남출판、2001 年 3 月。
- 대한무역진흥공사『韓國 의 輸出振興 30 年』、대한무역진흥공사、1992 年 6 月。
- 신용대・신태용・유관영・김화섭・이문형・사공목『한·중·일 경제 협력의발전방향』、을유문화사、2000 年 7 月。
- 이상돈・이창환『환경법』、이진출판사、1999 年 8 月。
- 외교통상부『韓國外交 50 年』、大韓民國 外交通商部、1999 年 12 月。
- 양중희 외『아시아・태평양지역 의 환경문제、환경운동환경정책』、서울대학교출판부、2002 年 1 月。
- 金博洙 외『한·중·일 FTA: 제조업 부문 의 대응전략』、KIEP、2005 年、p.268。
- KOTRA『KOTRA 40 年 韓國經濟 40 年』、KOTRA、2002 年 6 月。
- 통일연구원『동북아협력의인프라실태：국가및지역차원』、통일연구원、2005 年 12 月。
- 韓國環境技術開發院『韓國 의 環境五十年史』、韓國環境技術開發院、1996 年 12 月。
- 환경부『환경백서』、환경부、1999 年 12 月。
- 환경정책학회『환경정책론』、신광문화사、1999 年 2 月。
- 통일연구원『동북아협력의인프라실태：국가및지역차원』、통일연구원、2005 年 12 月。
- 포스코『환경보고서』、포스코、1999 年。
- 포스코『지속가능성보고서』、포스코、2005 年。

<新聞>

- 『人民日報』日本語版
『産業新聞社』

<ホームページ>

- 中国 環境情報 ホームページ http://www.zhb.gov.cn/japan/env_info/3_5_2001_01.htm
- 大韓民國 外交通商部 ホームページ <http://www.mofat.go.kr>
- 竹歳 一紀「北九州における公害対策とその特徴」
<http://rio.andrew.ac.jp/taketosi/pdf/kitakyushu.pdf>
- 뉴스 홈 페이지 <http://kr.news.yahoo.com/service/news/>

[2008.5.26 受理]

[2008.12.8 採録]